（注1）　特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の支払期日において時価が零になるように契約条件が再設定されるデリバティブ取引等については、次の再設定日までの期間を残存期間とみなすことができる。ただし、この場合においても、金利関連取引に係る掛目は〇・五パーセントを下回ることができない。

（注2）　取引の区分欄に掲げる取引に該当しないデリバティブ取引等は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

二　クレジット・デリバティブ　次の表の上欄に掲げる原債務者の種類の区分に応じ、それぞれ当該クレジット・デリバティブの想定元本の額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額

原債務者の種類	掛目（パーセント）
優良債務者	五・〇
その他の債務者	十・〇

（注1）　銀行又は連結子法人等がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、銀行又は連結子法人等がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限りアドオンの額を算出するものとする。この場合において、銀行又は連結子法人等は、当該アドオンの額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

（注2）　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションが当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

5　前項の規定にかかわらず、第九項の規定により第二項第三号の想定元本の額を算出する場合以外の場合にあっては、銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブのアドオンの額を零とすることができる。

6　第二項第一号及び第二号に掲げる額を算出するに当たっては、その算出対象となるデリバティブ取引等が法的に有効な相対ネッティング契約（第三項第四号に規定する法的に有効な相対ネッティング契約をいい、ウォーク・アウェイ条項を含むものを除く。以下この項及び第八項において同じ。）の対象である場合には、第三項本文及び前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額に代えて、当該各号に定める額を用いることができる。

一　再構築コストの額　ネット再構築コストの額（法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した時価を相殺した後の純額をいい、当該額が零を下回る場合には、零とする。次号において同じ。）

二　アドオンの額　次の算式により得られた額（以下この号において「ネットのアドオン」という。）

$$A_{Net}=0.4\times A_{Gross}+0.6\times\frac{RC_{Net}}{RC_{Gross}}\times A_{Gross}$$

A_{Net}は、ネットのアドオン

A_{Gross}は、グロスのアドオン（法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出したアドオンの額を合計した額）

RC_{Net}は、ネット再構築コストの額

RC_{Gross}は、グロス再構築コストの額（法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合計した額）

7　第三項の規定は、前項第一号に定める額について準用する。この場合において、第三項中「前項第一号の再構築コストの額は、デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した額」とあるのは「第六項第一号に定める額は、同項に規定する法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した時価を相殺した後の純額」と、「の再構築コストの」とあるのは「に定める」と読み替えるものとする。

8　第四項及び第五項の規定は、第六項第二号の算式の法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出したアドオンの額について準用する。この場合において、第四項中「第二項第二号のアドオンの額」とあるのは「第六項第二号の算式の法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出したアドオンの額」と読み替えるものとする。

9　第二項第三号の想定元本の額を算出するに当たっては、銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額から銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ（次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに限る。次項において同じ。）の想定元本の額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とすることができる。

一　参照債務が単一の債務である場合　次に掲げる全ての要件を満たすもの

イ　銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと参照組織が同一であり、参照債務の優先順位が同一又はそれよりも劣後する債務であること。

ロ　銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと残存期間が同一又はそれよりも長期であること。

二　参照債務が二以上の債務である場合　次に掲げる全ての要件を満たすもの

イ　銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの参照債務が、購入したクレジット・デリバティブの参照債務により完全に保全されていること。

ロ　銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと残存期間が同一又はそれよりも長期であること。

10　銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブを時価評価することによって資本の額（第四条に規定する「資本の額」をいう。以下この項において同じ。）が減少している場合には、当該減少額を前項の銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除することができる。この場合において、銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブを時価評価することによって資本の額が増加している場合には、当該増加額を銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除するものとする。

11　デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額と当該デリバティブ取引等により生じる債務の額とを相殺した後の額の合計額が、連結貸借対照表上に計上されているかどうかにかかわらず、当該対価の額を第一項第二号のデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額とする。